

宮崎県津波浸水想定更新等業務委託 企画提案競技実施要領（案）

1 目的

宮崎県津波浸水想定更新等業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

宮崎県津波浸水想定更新等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 契約上限額

32,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

5 参加資格要件

（1）業務実績に関する事項

平成23年4月1日から令和6年3月31日までの期間において、国、都道府県等が発注した同種・類似業務を履行した実績を有すること。

なお、同種業務とは、津波浸水想定調査業務、又は津波浸水想定調査を含む地震・津波被害想定調査をいう。

また、類似業務とは、津波浸水想定を含まない地震・津波被害想定調査をいう。

（2）実施体制に関する事項

次の①②のいずれかに該当する技術者の管理による実施体制を確保できること。

なお、いずれの場合も、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

① 技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）

② 次のいずれかの資格等を保有し、同種・類似業務の実績を有する者。

ア シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）

イ 博士（業務に該当する部門）

ウ 大学卒業者であって、建設コンサルタント等業務について18年以上の実務経験を有する者

（3）その他の事項

① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。

- ③ この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- ④ 県税に未納がないこと。
- ⑤ 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- ⑥ 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 公告 | 令和6年7月12日（金） |
| (2) 企画提案競技質問書の受付期限 | 令和6年7月19日（金）午後5時 |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出期限 | 令和6年7月24日（水）午後5時 |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和6年8月 2日（金）午後5時 |
| (5) 審査会（プレゼンテーション審査） | 令和6年8月 9日（金） |
| (6) 審査結果の通知 | 令和6年8月16日（金）までに |

8 企画提案競技の方法

(1) 質問等

本企画提案競技及び仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（様式第1号）を提出すること。

① 提出先

下記11を参照

② 提出期限

令和6年7月19日（金）午後5時

③ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当者に電話連絡すること。）

④ 回答

質問者に対して、質問受付日から原則3日以内（土日祝を除く。）に回答するものとする。

また、軽微なものを除き、質問に対する回答は、企画提案競技参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(2) 参加申込み

本企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（様式第2号）を提出すること。

① 提出先

下記 1 1 を参照

② 提出期限

令和 6 年 7 月 2 4 日（水）午後 5 時

③ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当者に電話連絡すること。）

（3）企画提案書等の提出

① 企画提案書の内容

- ・ 津波予測の手法、計算モデル及び計算条件等について記載すること。
- ・ 津波予測に係る出力データや納品データ及びその活用方法等について、今後の防災・減災対策に活用するための提案がある場合は記載すること。
- ・ 企画提案は、本県におけるこれまでの地震・津波被害想定調査及び地震防災・減災対策等を十分に踏まえた内容とすること。
- ・ 企画提案は、1 案のみとする。

② 提出書類

ア 企画提案書（原本 1 部、写し 7 部）

書式は A 4 判（一部 A 3 判を折り曲げて可）とし、ページ番号を挿入する。

イ 見積書及び見積明細書（原本 1 部、写し 7 部）

- ・ 積算内容が分かるように記載すること。
- ・ 内訳は、税抜き表示を基本とする。
- ・ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とする。

ウ 参加資格要件を証する書類

- ・ 上記 5（1）（2）に係るもの：任意様式（原本 1 部、写し 7 部）
- ・ 上記 5（3）に係るもの：誓約書（様式第 3 号）（原本 1 部）

エ 使用印鑑届出書（様式第 4 号）（原本 1 部）

オ 代理人を選定した場合、委任状（様式第 5 号）（原本 1 部）

③ 提出先

下記 1 1 を参照

④ 提出期限

令和 6 年 8 月 2 日（金）午後 5 時

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

- ・ 提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。
- ・ 企画提案書等の作成にあたり、県から資料の貸与は行わない。県ホームページで公開している情報に基づいて作成すること。
- ・ 提出後における企画提案書等の再提出、差し替えは認めない。

- ・ 提出された企画提案書等は、返却しない。
- ・ 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。
- ・ 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。

なお、企画提案書の作成に際し、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

(4) 審査

プレゼンテーションによる企画提案競技方式とし、提出された企画提案について次のとおり審査を行い、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

① 審査会

ア 日 時：令和6年8月9日（金）（予定）

場 所：宮崎県庁防災庁舎内

※具体的な日時及び場所は、別途通知する。

※プレゼンテーションは、原則として企画提案書等の受付順とする。

イ 説明時間等

説明時間：20分以内

質 疑：20分以内

入替時間：5分以内

② 審査基準

別紙「審査基準」のとおり。

③ 選定方法

全てのプレゼンテーション終了後、県が定める審査委員会において提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

④ 審査結果の通知

審査結果については、採択・不採択にかかわらず、プレゼンテーション審査に参加した全ての者に対し、令和6年8月16日（金）までに書面で通知する。

なお、審査結果に対する質疑や異議には応じないものとする。

(5) 当手続中に次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 企画提案書等を期限までに提出しないとき
- ③ 企画提案書等の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 企画提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(6) (5) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

10 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案及び契約手続に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。

11 書類提出及び問合せ先

- (1) 住 所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担 当 宮崎県総務部危機管理局危機管理課
南海トラフ・大規模災害対策担当（担当 池野、久保田）
- (3) 連絡先 電 話 0985-26-7949
メール kiki-kikikanri@pref.miyazaki.lg.jp

(様式第1号)

宮崎県総務部危機管理局危機管理課南海トラフ・大規模災害対策担当 池野、久保田 行き
(E-mail : kiki-kikikanri@pref.miyazaki.lg.jp)

令和 年 月 日

企画提案競技質問書
(宮崎県津波浸水想定更新等業務委託)

宮崎県危機管理局長 殿

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

NO	質問事項	質問内容
1		
2		
3		

質問欄が不足する場合は、追加してください。

質問者
担当者氏名
E - m a i l

※ 確認のため、メール送信後に必ず電話連絡をお願いします。

電話番号：0985-26-7949

(様式第2号)

宮崎県総務部危機管理局危機管理課南海トラフ・大規模災害対策担当 池野、久保田 行き
(E-mail : kiki-kikikanri@pref.miyazaki.lg.jp)

企画提案競技参加申込書
(宮崎県津波浸水想定更新等業務委託)

令和 年 月 日

標記について、参加を申し込みます。

<提出者> 事業者名
所在地
郵便番号
住所
代表者名

<担当者> 担当部署
担当者名
電話番号
E-mail

※ 確認のため、メール送信後に必ず電話連絡をお願いします。

電話番号：0985-26-7949

(様式第3号)

令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

④

誓 約 書

私は、宮崎県津波浸水想定更新等業務委託の企画提案競技の参加に当たり、下記の参加資格の要件を全て満たしていることを誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者
- この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- 県税に未納がない者
- 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者
- 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

(様式第4号)

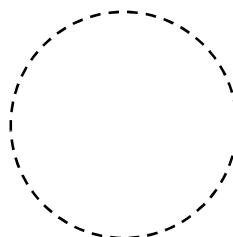
使用印鑑届出書

宮崎県知事 殿

社 印 (角印)



使 用 印 (丸印)



上記の印鑑は、宮崎県津波浸水想定更新等業務委託に係る次の行為に対し、使用したいので届け出ます。

- 1 各種届出に関する事
- 2 企画提案及び見積に関する事
- 3 契約の締結に関する事
- 4 保証金の納付並びに還付請求及び領収に関する事
- 5 契約代金の請求及び受領に関する事

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑨

(様式第5号)

令和 年 月 日

委 任 状

宮崎県知事 殿

申請者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

①

私は都合により

受任者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

②

を代理人と定め、宮崎県津波浸水想定更新等業務委託に関し下記の権限を委任します。

記

- 1 企画提案競技参加申請書その他各種届出に関する事
- 2 企画提案及び見積に関する事
- 3 契約の締結に関する事
- 4 保証金の納付並びに還付請求及び領収に関する事
- 5 契約代金の請求及び受領に関する事
- 6 契約に関する各種証明事項に関する事

宮崎県津波浸水想定更新等業務委託仕様書（案）

1 業務の目的

津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）（以下「法」という。）第 8 条第 1 項に基づき、平成 25 年 2 月に設定し、令和 2 年 2 月に一部更新した津波浸水想定について、最新の知見及び最新の地形データ等を踏まえた更新を行うとともに、法第 53 条第 1 項に基づく津波災害警戒区域指定のため同条第 2 項に規定される基準水位を明らかにし、本県における津波防災地域づくりの推進を図る。

2 業務の名称

津波浸水想定更新等業務委託

3 委託期間

契約締結の日から 令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

4 使用する主な技術基準等

次に掲げるもののほか適切な技術基準に基づき、業務を実施する。

- ・津波浸水想定の設定の手引き Ver.2.11（2023 年 4 月、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室）

- ・南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）（平成 24 年 8 月）

なお、南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会及び南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおける検討結果等が発表されたときは、当該内容を踏まえる。

5 資料の貸与等

県が受託者に貸与する資料等は、協議により決定する。なお、受託者は、貸与された資料等の取扱い及び保管については慎重に行うとともに、業務終了後は速やかに県に返却する。

6 業務委託の内容

（1）計画準備

業務の実施概要、実施方針、作業工程、実施体制、品質管理計画等を検討し、業務計画書として取りまとめる。

（2）協議打合せ等

業務着手時、中間時 2 回、成果品納入時の計 4 回、原則として業務を管理する技術者の立会いの下、打合せを行う。また、打合せ後は速やかに記録を作成する。

（3）津波の予測

本県で想定される最大クラスの津波について、最新の知見及び最新の地形データ等による津

波浸水シミュレーションを行い、津波による浸水の区域及び水深並びに基準水位を明らかにする。その後、関係市町による現地の確認及び調整を行った上で、結果を確定する。また、浸水の区域及び水深については、現行の津波浸水想定との比較分析を行う。

なお、津波予測の手法、計算モデル及び計算条件等については、次年度以降に最大クラスの地震に対する地震動予測及び地震・津波被害想定を実施した場合に手戻りのないものとする。

(4) 津波浸水想定図等の作成

(1) に基づき、津波浸水想定図等を作成する。

(5) 津波災害警戒区域図等の作成

(1) に基づき、県が保有する津波災害警戒区域図（素案）等の基準水位を更新し、津波災害警戒区域図等を作成する。

(6) その他データ等の出力

(1) に基づき、今後の防災・減災対策に活用するためのデータ等を出力する。

(7) 納品データの作成等

(4)～(6)の成果品は、県ホームページ、宮崎県オープンデータカタログサイト及びひなたGIS上で公開することを前提とし、それぞれに適切な納品データを作成する。また、作成したデータを、容量に応じた適切な媒体により納品する。

- ・宮崎県オープンデータカタログサイト：<https://odcs.bodik.jp/450006/>
- ・ひなたGIS：<https://hgis.pref.miyazaki.lg.jp/hinata/>

(8) 宮崎県防災会議地震専門部会の資料作成等

本業務における検討について宮崎県防災会議地震専門部会に諮るため、審議に必要となる資料を作成するとともに、同部会に対する説明を行う。なお、同部会は委託期間中に3回を予定する。

(9) 報告書の作成

本業務の報告書を作成する。

7 成果品等の納入場所

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県総務部危機管理局危機管理課南海トラフ・大規模災害対策担当（担当 池野、久保田）

8 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は、全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。

- (3) 受託者は、本業務の実施にあたっては、県と十分な調整を行うこと。
- (4) 受託者は、本業務の実施にあたっては、十分な専門的知見に基づき、確実な成果が得られるようにすること。
- (5) 本業務を実施する中で業務の追加や変更の必要が生じた場合は、県と受託者が協議の上、仕様書等の内容を変更することができるものとする。
- (6) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、県と受託者が協議の上、決定するものとする。

審査基準（案）
（宮崎県津波浸水想定更新等業務委託）

審査項目	審査内容	配点	総合
実施体制等			
業務実績	・十分な業務実績があるか。	15	35
業務実施体制	・業務実施に必要な体制が確保されているか。 ・業務を管理する技術者に十分な実績があるか。	15	
業務実施スケジュール	・実現可能で、適切なスケジュールとなっているか。	5	
企画内容			
過去の調査等との整合性	・本県におけるこれまでの地震・津波被害想定調査及び地震防災・減災対策等を十分に踏まえた内容となっているか。	15	55
津波予測	・津波予測の手法、計算モデル及び計算条件等は適切なものとなっているか。また、有益な提案がされているか。 ・津波浸水想定図、津波災害警戒区域図等、仕様書に定める図面の作成が提案されているか。	15	
データの活用	・津波予測により得られるデータを今後の防災・減災対策に活用することについて、有益な提案がされているか。	15	
その他	・沿岸市町等の関係者と十分な調整を行うことが提案されているか。 ・会議資料の作成や申請手続の補助等、津波浸水想定更新等に伴う業務のサポートについて、有益な提案がされているか。	10	
経済性			
積算	・提案内容に対し、経費の積算は妥当か。	5	5
提案金額	・提案価格に優位性はあるか。 (1 - 提案金額 / 予定価格) × 配点 (小数点第3位以下切捨て)	5	5
計		100	100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である360点（満点600点×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である360点（満点600点×6割）以上になったとき、その参加者として決定する。

【評価基準】

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案